

JCBフライト・マネージメント・システム特約

第1条 FMS法人会員

- 1.FMS運営会社（以下「当社」という。）および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）が運営するクレジットカードスキームによるJCBフライト・マネージメント・システム（以下「FMS」という。）に、当社およびJCB（以下「両社」という。）所定の入会申込書等において、本特約および会員規約（大型法人用）（以下「会員規約」という。）を承認のうえ申し込まれた官公庁、企業、団体または個人事業主（以下「法人等」という。）で両社が審査のうえ入会を承認した法人等をFMS法人会員といたします。
- 2.FMS法人会員はカードレス会員となります。
- 3.FMS法人会員があらかじめFMSの利用者として両社にFMSの利用を申し込み、両社がこれを認めた方をFMS利用者といいます。
- 4.会員規約における「法人会員」および「カード使用者」をそれぞれ「FMS法人会員」および「FMS利用者」と読み替えるものとします。
- 5.FMS法人会員に対し、会員規約に定めるカード情報、有効期限、利用可能枠は通知されません。

第2条 利用代理店

- 1.FMS法人会員は両社所定の届出紙により、FMS取り扱いを希望する旅行代理店とその店舗を両社へ届け出るものとし、両社が取り扱いを認めた旅行代理店を利用代理店といい、JCBはFMSへの登録を行います。なお、FMSの利用の範囲は利用代理店に限られるものとし、その取り扱う商品およびサービスは次の各号のものとし、(1)利用代理店が自らまたは加盟航空会社等のために販売する国際航空券およびMPD等の航空小切手。(2)利用代理店が行う旅券申請、査証申請手続き等およびそれに伴う諸経費。(3)両社とFMS法人会員との間で別途取り決めた他の商品、サービス。
- 2.利用代理店が次の各号に該当した場合、当社またはJCBは当該代理店でのFMS取り扱いを停止させることができるものとします。(1)利用代理店の信用状態に重大な変化が生じたと当社またはJCBが判断したとき。(2)利用代理店のFMS取り扱い状況が適当でないと当社またはJCBが判断したとき。

第3条 会員情報の通知

両社は利用代理店に対し、FMS取り扱いに必要なFMS法人会員名、会員番号、有効期限を通知します。

第4条 払い戻し

- 1.FMSにより商品・航空券等の購入、もしくはサービスの提供を受けた後にこれを取り消した場合など、会員が利用代理店または加盟航空会社等からFMS利用代金の全額または一部について払い戻しを受ける場合、会員は、利用代理店または加盟航空会社等が当社を通じ当社所定の方法により当該代金の払い戻し手続きを行うことをあらかじめ承諾するものとします。
- 2.第1項にもとづき、当社が利用代理店または加盟航空会社等に代わって会員に払い戻す金額（以下、「払い戻し債権」という。）は、利用代理店または加盟航空会社等が当社に対し払い戻しの手続きを行った金額とします。
- 3.払い戻し債権は、会員規約の規定にしたがい、約定支払日に当社から会員に支払うものとします。

第5条 特約の優越

- 1.本特約と会員規約の内容に相違がある場合、本特約が優先して適用されます。
- 2.本特約に規定のない事項については会員規約が適用されます。

(TK590400・20060201)